

最高裁人能A第000301号

(人い-07)

平成21年2月2日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局人事局長 大谷直人

永年勤続者の表彰における被表彰者の決定方法について

(通達)

本日付け最高裁人能A第000300号事務総長依命通達「永年勤続者の表彰について」(以下「依命通達」という。)記2の(3)で定める標記の決定方法について、下記のとおり定めましたから、これによってください。

記

1 表彰予定人数の報告

(1) 報告方法等

高等裁判所は、自庁並びに同管内の地方裁判所(管内の簡易裁判所及び検察審査会を含む。以下同じ。)及び家庭裁判所の職員について、表彰を受けることが見込まれる人数を、各裁判所の職員別に表彰予定人数報告書(別紙様式第1)を提出する方法により報告する。

(2) 報告期限

ア 翌年3月31日までに最高裁判所長官表彰を受けることが見込まれる人数について、前年の9月30日とする。

イ 毎年10月1日に所属長表彰を受けることが見込まれる人数について、そ

の年の5月31日とする。

## 2 最高裁判所長官表彰の候補者の上申（依命通達記2の(1)）

### (1) 上申方法等

高等裁判所は、自庁並びに同管内の地方裁判所及び家庭裁判所の職員について、最高裁判所長官表彰の対象とする者を、最高裁判所長官表彰候補者名簿（別紙様式第2）を提出する方法により上申する。

なお、最高裁判所長官表彰候補者名簿の提出後、その記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を報告し、又は上申の変更をする。

### (2) 上申期限

ア 毎年3月31日に退職する者については、その年の1月31日とする。

イ 年度の途中で退職する者については、退職する日の3週間前とする。ただし、死亡による退職の場合には、職員が死亡した後、速やかに行う。

## 3 承認の上申（依命通達記1の(5)のイ）

高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所は、懲戒処分を受けた者を表彰の対象とする場合には、次の期限までに承認の上申をする。

### (1) 最高裁判所長官表彰

ア 毎年3月31日に退職する者については、その年の1月15日とする。

イ 年度の途中で退職する者については、退職する日の4週間前とする。ただし、死亡による退職の場合には、職員が死亡した後、速やかに行う。

### (2) 所属長表彰

毎年8月31日とする。

付 記

この通達は、平成21年4月1日から実施する。

付 記（平成23年6月30日最高裁人能A第002026号）

この通達は、平成23年7月1日から実施する。

付 記（平成28年3月24日最高裁人能第191号）

この通達は、平成28年4月1日から実施する。

(別紙様式第1)

表彰予定人数報告書  最高裁判所長官表彰の表彰予定人数

所属長表彰の表彰予定人数

(庁名) \_\_\_\_\_ 高等裁判所

庁別	高裁	地裁	家裁	合計
合計				

(注) 該当する□を■と記載する。

(別紙様式第2)

最高裁判所長官表彰候補者名簿

(庁名)

高等裁判所

所 属	官 職		氏 名	ふ り が な	年 齢	性 別	勤 続 年 月 数	退職予定 年月日	処 分 歴	備 考
	官 名	職 名								
(記載例)										
〇〇地裁	裁判所事務 官	総務課長	甲 野 花 子 (旧姓 乙野)	こうの はなこ (おつの はなこ)	60	女	40.00	H28.3.31	H23.8.26 戒告 (速度違反)	

(最人能)

(記載上の留意点)

- 1 「氏名」 旧姓を使用している場合は、括弧書きで旧姓を記載する。
- 2 「年齢」及び「勤続年月数」 退職予定日現在で記載する。
- 3 「処分歴」 懲戒処分を受けたことのある者については、その年月日、種類及び理由を記載する。
- 4 「備考」 特に留意すべき事項について、その内容を記載する。